

## 表彰規程

(総則)

第1条 本会定款第5条第5項に基づく関連事業として、業績ある者の表彰はこの規程により行う。ただし近藤賞については別途定める。

(種類)

第2条 本規程による表彰の種類は次のとおりとする。

研究賞および研究賞奨励賞、論文賞、実施賞、普及賞、事例研究賞、業績賞、学生論文賞、その他理事会で特に認めた賞

(授賞対象)

第3条 授賞対象は、下記の項目に該当するものとする。

- 1 研究賞は、オペレーションズ・リサーチに関するとくにすぐれた研究を行った個人に対して授与される。研究賞奨励賞は、オペレーションズ・リサーチに関するすぐれた研究を行った若手研究者に対して授与される。
- 2 論文賞は、日本オペレーションズ・リサーチ学会論文誌に掲載された論文のうちとくにすぐれた論文を選び、そのすべての著者に対して授与される。
- 3 実施賞は、オペレーションズ・リサーチの実施においてすぐれた成果をあげた個人、グループまたは企業等に対して授与される。
- 4 普及賞は、オペレーションズ・リサーチの普及において大きな貢献をした個人、グループまたは企業等に対して授与される。
- 5 事例研究賞は、オペレーションズ・リサーチのすぐれた事例研究を行った個人、グループまたは企業に対して授与される。
- 6 業績賞は、オペレーションズ・リサーチの研究・教育・実施等に関わる活動に顕著な業績をあげた個人に授与される。
- 7 学生論文賞は、卒業論文および修士論文のうちオペレーションズ・リサーチに関するすぐれた学生論文の著者に対して授与される。

(受賞候補者の選考)

第4条 受賞候補者は、会員より推薦されたもののなかより表彰委員会が選考する。

(受賞者の決定)

第5条 受賞者は、表彰委員会の推薦により理事会が決定する。

(発表)

第6条 受賞者の氏名、業績の内容等は本会の機関誌に発表する。

(表彰委員会)

第7条 表彰委員会は、表彰に関して審査に必要な諸般の事項を企画立案し、かつ事務事項を処理し、会長の諮問に応ずる。

(構成)

第8条 委員会は次の者を持って構成される。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名
- 3 委員 若干名

(指名)

第9条 委員長は理事会が指名し、副委員長および委員は委員長が指名し、理事会の承認を得る。

(任期)

第10条 委員長、副委員長、委員の任期は1ヶ年とし、重任を妨げない。

(裁決)

第11条 委員会の裁決は出席者の過半数の賛成による。

(受賞候補者の選考)

第12条 受賞候補者の選考に関しては表彰規定細則による。

(他機関からの推薦依頼)

第13条 他機関が表彰する受賞候補者の推薦依頼を、当該機関から本会が受けた場合は表彰委員会はその推薦決定を行う。これに関しては表彰規定細則による。

(規定の改廃)

第14条 規定の改廃は表彰委員会が立案し、理事会の承認を受ける。

附則)

- (1) 本規定は昭和41年4月1日より施行する。
- (2) 本規定は昭和47年11月7日一部改訂した。  
本規定は昭和47年11月8日より施行する。

- (3) 本規定は昭和 50 年 4 月 9 日一部改訂した。  
本規定は昭和 50 年 4 月 10 日より施行する。
- (4) 本規定は昭和 55 年 9 月 26 日一部改訂した。  
本規定は昭和 55 年 9 月 27 日より施行する。
- (5) 本規定は昭和 58 年 1 月 25 日一部改訂した。  
本規定は昭和 58 年 1 月 26 日より施行する。
- (6) 本規定は平成 11 年 9 月 22 日一部改訂した。  
本規定は平成 11 年 9 月 23 日より施行する。
- (7) 本規定は平成 12 年 9 月 21 日一部改訂した。  
本規定は平成 12 年 9 月 22 日より施行する。
- (8) 本規定は平成 14 年 7 月 22 日一部改訂した。  
本規定は平成 14 年 7 月 23 日より施行する。
- (9) 本規定は平成 17 年 9 月 30 日一部改訂した。  
本規定は平成 17 年 10 月 1 日より施行する。
- (10) 本規定は平成 19 年 2 月 20 日一部改訂した。  
本規定は平成 19 年 2 月 21 日より施行する。
- (11) 本規定は平成 21 年 9 月 25 日一部改訂した。  
本規定は平成 23 年 1 月 1 日より施行する。
- (12) 本規定は令和元年 5 月 25 日一部改訂した。  
本規定は令和元年 6 月 1 日より施行する。

表彰規程	賞の名称	研究賞	研究奨励賞	論文賞	実施賞	普及賞	事例研究賞	業績賞	学生論文賞	他
	受賞の対象	個人	個人	論文				個人	個人	
		OR の優れた研究を行った個人	同左、若手研究者	JORSJ に掲載された論文へ、若手全員	実施において優れた成果をあげた個人、グループ、企業	普及に大きな貢献をした個人、グループ、企業	OR の優れた事例研究をした個人、グループ、企業	OR の研究、教育、実施の活動に顕著な業績を上げた個人	修士論文卒業論文の内優れた学生論文の著者	
	候補選考	会員より推薦されたものより委員会が選考する	⇒		会員より推薦されたものより委員会が選考する	⇒	⇒	⇒	会員の指導教員より推薦されたものより委員会が選考する	
	受賞者	表彰委員会の推薦で理事会決定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	業績賞選考委員会の推薦、理事会決定	表彰委員会の推薦で理事決定	
発表	機関誌に指名・業績を発表する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	受賞論文の要約が学会誌に掲載		
表彰規程細則	対象概要 (応募資格)	概ね 5 年間の論文を刊行物に掲載した個人 会員限定	概ね 3 年間に論文を刊行物に掲載した 35 才以下の個人 会員限定	過去 1 年間に学会論文誌に掲載された論文より、特にすぐれた論文	本会会員グループは会員を含むもの、企業は賛助会員に限る	⇒	⇒	原則として 40 才以上 60 才未満の会員に限る	候補者は卒業後、終了後も会員であるものに限る	
	(人数)	1 名	3 名程度		1 件程度	1 件程度	3 件程度	1 名	5 名程度	
	顕彰	賞状・賞碑	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	副賞	10 万円	—	—	—	—	—	10 万円	—	
	授与式	通常総会その他の適当な時期に、会長より授与	⇒	⇒	研究賞と同時に 行い、会長より授与	⇒	⇒	通常総会その他適当な時期に、会長より授与	秋季研究発表会その他適当な時期により、会長に授与	
	選考対象	会員より推薦された個人	⇒	論文	会員より推薦された個人、グループ、企業	⇒	⇒	会員より推薦された個人	指導教員の推薦あるもの	
	推薦書式	所定の形式により委員会へ申出	⇒		所定の形式により委員会へ申出	⇒	⇒	⇒	⇒	
	候補決定	委員会は 2/3 (委任状可) 以上の出席で決定可	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	業績賞選考委員会が実施/会長が委員長となる	委員会は 2/3 (委任状可) 以上の出席で決定可	

							に)			
	意見聴取	必要に応じて関連分野の研究者に意見聴取を行う	⇒	⇒	⇒	⇒	当面データ解析コンペ部門を設け、最優秀発表の推薦を受ける		必要に応じて関連分野研究者の意見聴取を行う	
	理事会推薦	候補者を選考し、理事会へ推薦する	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	候補者を先行し、理事会へ推薦す	
運用	決定理事会	7月	7月	7月	2月	2月	7月	2月	7月	
	授賞式	秋研究発表会 特別講演?	秋研究発表会	秋研究発表会	春研究発表会	春研究発表会	秋研究発表会	春研究発表会	秋研究発表会	